

社会人誕生月割ギターリペア同意書

ギター修理の依頼する者（以下 依頼者と云う。）は下記の各項に同意するものとします。

記

- 1 : **Anazawa Guitars**（以下 当工房と云う。）のホームページに記載している規約内容、各項目欄の内容、注意事項等の内容を依頼者は厳守します。
- 2 : 依頼者が所有するギター（以下 当該ギターと云う。）の修理または当該ギターの再修理の依頼をする場合は、依頼者は事前に電子メールで当工房宛へ連絡を取り、双方の都合の良い月日を確認した後に依頼者は当該ギターを当工房宛に郵送または配送することが出来るものとする。
- 3 : 当工房から修理する当該ギターの代金の支払いを求められた時は、依頼者はすみやかに当工房指定の銀行口座に入金することを厳守します。
- 4 : 当工房指定の銀行口座に依頼者が入金された後に当工房は依頼者が指定した住所に当該ギターの発送をいたします。
- 5 : 当該ギター修理の際に依頼者が当該ギターに関わるギターパーツを用意する場合には、全て新品のギターパーツを用意（コンデンサー、ハンダ材、配線材は除く。）するとともに一度選択したギターパーツまたは修理依頼する箇所の変更は出来ないものとします。ただし依頼者が修理依頼書に記載した修理内容の間違いや新たに修理箇所が発見された場合は、当工房は修理箇所の見積費用と修理する内容を出来るだけ正確に電子メールで依頼者宛に伝えた後、依頼者側から修理する箇所の了承が得られた修理箇所のみ当工房は修理することとなります。
- 6 : 当該ギターに取付いていたペグから新品の異なるタイプのペグ交換後に当該ギターを依頼者へ返却した場合で発生する当該ギターの見た目のイメージの違いから生じる社会的損害（金銭、時間等）あるいはペグの取付位置やペグポストの高低による不具合から生じるペグの無償交換やギターの再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 7 : ペグ交換による音質、音色等のイメージの違いから生じる社会的損害（金銭、時間等）あるいはギターの再修理等は保証対象外となります。
- 8 : 当該ギターのナット溝に取付けられていた牛骨ナットや樹脂製のナット等からフロイドローズナットまたはケーラーナット等に交換した場合による音質、音色等のイメージの違いまたはヘッド表面に取付けたナット位置やナット溝に取付けたナットの出っ張り等による当該ギター修理後の見た目のイメージの違いから生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいはナットを元に戻すための指板交換やナット溝の再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 9 : フロイドローズナットまたはケーラーナット交換等による当該ギターのナット溝の加工は、トリマー、ジグ、ノミ等を使用して加工成形した後に交換するナット材を取付けいたします。この場合で生じる損害としては、ナット溝周辺の塗装面の割れや欠け、指板材が薄い為に発生する金属製のトラスロッドの損傷等が発生する可能性があります。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 10 : 海外製のギターメーカーでのナット材の取付けは、ナット溝全体に接着剤を塗ってからナット材を固定しています。万が一当該ギターが海外製品の場合はナット材は簡単には外すことが出来ません。この場合で生じるナット交換修理の損傷としてはナット溝底面または側面の木材のめくれ、ナット溝周辺の塗装割れ等が発生することがあります。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 11 : 当該ギター修理後においてナットの摩耗箇所に関してはピッチ間の調整トラブルまたはナットの弦溝が深い場合で発生するフレットのビビリ音が混ざっていた場合はナット交換の無償修理と無償交換の対象となります。この場合で発生する再修理での遅延による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

1 2 : 当該ギターの木材の性質で起因するネック箇所（修理範囲を著しく超えたネック本体のネジレやネック波うち等あるいはトラスロットで修正不可能な反りやトラスロッド調整の範囲を著しく超えるもの等）あるいは修理困難や修理不可能等とする当該ギターは修理対象外及び再修理保証対象外となります。

1 3 : 修理前に当該ギターが湿度、温度等の影響で木材の反りやネジレやすい性質のネック材等や木材の性質で起因するトラスロット修正または指板すり合わせ修正等で修復不可能なネック材のハイポジ起き、ネック波うち、ネック左右への反り等とする当該ギターは修理対象外及び再修理保証対象外といたします。また依頼者からの依頼で当該ギターを修理した場合においても弾き難い損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

1 4 : 当該ギターに万が一ハイポジ起き、ネック波うち、ネックの材質によるネジレ、左右への反りが酷く影響を受けている場合は修理は出来ません。

1 5 : 当工房は当該ギターの修理の際にネック本体の反りやネジリ等を修正する為にネックヒーターを使用することがあります。ネックヒーターを当該ギターのネック本体に使用すると一時的に本来の状態に戻りますが、経年変化による木材の性質と湿度、温度等の影響等で徐々に修理前のネック状態に戻る場合があります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいはギター再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

1 6 : 当該ギターがスルーネックギター、セットネックギターのネック交換を希望する場合は、当工房ではネック交換による修理はしていません。

1 7 : 当該ギターのネックグリップ形状の変更や薄く削る場合で生じる損傷としてはネック強度の低下、金属製のトラスロッドの露出、金属製のトラスロッドのナットを回した時によるネック本体の木材のひび割れ等が生じることがありますので当工房ではネックグリップ形状の変更、薄く削る修理は出来ません。

1 8 : 当工房宛に当該ギターを郵送または配送する前に依頼者は事前にトラスロッドカバーを開けてトラスロッドレンチを差し込んでトラスロッドが回るか確認をすることを厳守します。

1 9 : 当工房宛に当該ギターを郵送または配送する前に依頼者は事前に 450mm 定規を中心位置の金属製のフレットに当て、5 フレットから 7 フレットを中心に順反り、逆反りが酷くなっていないかを確認することを厳守します。万が一当該ギターがトラスロッド調整範囲よりも順反り、逆反りが酷く修正することが出来ない等は、指板すり合わせ、フレットすり合わせ、テンションすり合わせの修理は出来ません。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいはギター再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

2 0 : 当該ギターのフレットすり合わせ、テンションすり合わせの時にネック波うち、ハイポジ起き等が生じていた場合は、一般的な修理としてはフレットを取外しすり合わせ板を用いて指板を出来るだけ直線をだす修理となります。この場合で生じる損害としてはフレットを取外した時に発生する指板側面または指板表面塗装の塗装割れ等やフレット溝周辺の木材の欠け等や修理後による湿度や温度等による経年変化が起因とする木材の性質による反りやネジレ等が生じることがあります。この箇所でする損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

2 1 : 当該ギターのフレットすり合わせ、テンションすり合わせの時にネック波うち、ハイポジ起き等が生じていた場合で、金属製のフレットだけのすり合わせ修理の場合は、ネック波うちやハイポジ起きのフレットの凹凸箇所をすり合わせ板を用いて削るとネック波うちやネックハイポジ起き等が発生していたフレットの凹凸箇所を大きく削ることになります。この場合で生じる損害としてはネック波うちやハイポジ起きの箇所のフレットの高さに揃えるためフレットの高さが薄くなる、フレット形状が平に近くなる、ギターが弾き難くなる、音程が合い難い等が生じます。この場合で生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

2 2 : 当該ギターのフレット交換の時にネック波うち、ハイポジ起き等が生じていた場合は、フレットを取外しすり合わせ板を用いて指板を出来るだけ直線をだす修理となりますが、ネック波うちやハイポジ起きの指板の凹凸箇所をすり合わせ板を用いて削るとネック波うちやネックハイポジ起き等が発生していた指板の凹凸箇所を大きく削ることになります。この場合で生じる損害としては指板が薄くなったり、ポジションマークが消えてしまう、ポジションマークが薄くなる、フレット溝の厚み幅が薄くなる等が生じます。この場合で生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

2 3 : 海外製の中古ギターまたは新品の一部ギターにはフレット交換の時に木工用ボンド、エポキシ樹脂等で金属製のフレットが経年変化で浮かないようにフレットを固定している場合があります。万が一当該ギターに金属製のフレットが木工用ボンドやエポキシ樹脂等で固定されていた場合で生じるフレット溝周辺の木材の割れ、欠け等またはフレット溝周辺の塗装面の割れ、欠け等が大きく生じる損害やフレット溝に付着した木工用ボンド、エポキシ樹脂等を取除く時のフレット溝切鋸で切る時に固着した接着剤の影響でフレット溝切鋸が反る場合での損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理は保証対象外となります。

2 4 : 当該ギターのフレット交換の時に金属製のフレットを抜く時に生じるフレット溝周辺の塗装面の割れ、欠け等またはフレット溝周辺の木材の割れ等が必ず生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または無償によるギターの提供およびギター製作等は保証対象外といたします。

2 5 : 当該ギターのフレット交換またはフレットすり合わせ後に気候の変動や地域の温湿度等の影響で木材の収縮が原因でネック痩せの影響で金属製のフレット両端が飛び出したような状態になります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいはギター再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

2 6 : 当該ギターの一部ギターの蛇腹状のフレットや特殊なフレット等のフレット交換修理はしていません。また特殊なフレット交換の際は事前に当工房に電子メールで連絡をしてフレット交換が可能か確認することを依頼者は厳守します。

2 7 : 当該ギターの経年変化の演奏で起因する指板面の表面に出来る弦の押弦による指板凹凸箇所の摩耗は保証対象外といたします。

2 8 : 当該ギター修理後においてフレット交換後による指先感覚の違和感が生じていた場合による演奏の不具合のみ再フレット交換の対象となります。ただし弦張力が高いギターや円筒指板から円錐指板へ変更した場合等で生じる違和感については再修理保証対象外となり、またこの場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

2 9 : 指板側面に接着されたバインディングには、指板の上にバインディングの出っ張りのニブがある場合は、フレット交換後に不具合が出る可能性があるため当工房側では完全にニブの出っ張りを削ります。この場合で発生する当該ギターのイメージの違いまたは転売する時の当該ギターの価値のダウンによる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいはギター再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

3 0 : バインディング、ピックガード、裏パネル等のギター製作の際に使用する素材にはセルロイド素材が一般的にギター製作の際に使用されますが、このセルロイドは硝酸セルロースと樟脳を混合して熱可塑性樹脂で成形された樹脂素材で経年変化による素材の劣化等により自然発火し大変燃えやすい素材のため第 5 類危険物指定されております。さらに経年変化の劣化の影響により素材の割れ、欠け等が起こりやすいため取り扱いがしづらく、ギター製作の際に使用するヒートガンや加工時の素材の屑あるいは太陽、紫外線、夏場の気温、暖房、エアコン等のちょっとした影響で自然発火することがあり最悪の場合は火災が起きる可能性があるため当工房ではセルロイド素材を使用した交換修理または劣化したセルロイド素材の修理等は出来ないものといたします。

3 1 : 当該ギターのピックガードや裏パネル等から新しくピックガードや裏パネル等を製作する場合は、一度薄い木材で型を製作し、その型に合わせて機械やヤスリ等を使用してピックガードや裏パネル等を成形いたしますが、当該ギターに付いていたピックガードや裏パネル材等の素材の経年変化の収縮や反り等によって加工したピックガードのネジ穴位置とボディ材のネジ穴位置が異なることがあります。この場合で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外といたします。

3 2 : 当該ギターの一部にセルロイドの素材が使用された箇所（バインディング、ピックガード、裏パネル等）の表面にラッカーやポリウレタン等の塗装等で素材の表面を覆っている（空気が遮断）場合は当該ギターの郵送または配送は可能といたします。ただしセルロイド素材の表面にラッカーやポリウレタン等の塗装等で表面を覆っていない（空気が遮断されていない場合）場合は、当工房宛に当該ギターの郵送または配送することは出来ません。

3 3 : 当工房に郵送または配送で持込まれた当該ギターのセルロイド素材が原因で、第 3 者のお客様が所有しているギターやお客様が依頼したギター製造中に依頼者が所有する当該ギターのセルロイド素材が原因のために火災が発生した時の破損、滅失等による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は依頼者が保有する財産や保険等によって当工房が所有する建物、機械、業務期間停止中等の金銭または第 3 者のお客様が所有するギターを弁済することになります。

3 4 : ボルトオンギターのネックポケットにネック接合角度を付ける場合はネックポケットの底面を削る必要があります。この場合で生じる不具合としてはネックポケット周辺の塗装面の欠け、割れまたは木材の欠け、割れあるいはトリマー加工時によるセット角度や底面の削り残しによる不具合等やネック角度を付けたことによるネック本体のヒール部とネックポケットとの極僅かな隙間による当該ギターの音質、音色等の違い等が発生する可能性があります。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。またネックポケット底面を加工しない場合はネックシムを取付けることに依頼者は厳守します。

3 5 : 経年変化によってボルトオンギターにはセンターズレが生じている場合があります。この現象はネックポケットとネックヒール部との隙間と弦張力の違いから発生することが多いが、大概外力によるズレが原因で逆に力を加えるとセンターズレが修正されることがあります。慢性的なセンターズレはボディとネックの塗装の固着、ジョイント加工のズレが発生している場合はジョイント部の修正を行なう必要があります。ボディとネックの塗装の固着による修理は主にネックポケットの塗装を削るためネックをネックポケットに嵌合するとネックヒール部とネックポケットとの間に隙間が出来ることがありますので経年変化により再度センターズレが発生する場合があります。ジョイント加工のズレは主にネックヒール部のネジ穴のダボによる埋直しと飛び出たダボの切り取り後にネックポケットにネックを嵌合しネックとボディのセンターラインを合わせてから電気ドリルで再穴開け加工が必要となります。この時にネジ穴の位置が修正されますがネジ穴を開けた時に当該ギターの塗装面の割れや欠けまたは木材の欠けや割れ等が生じる場合やセンターラインを修正したことによって音質や音色等に悪影響が出る場合もあります。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外といたします。

3 6 : 当該ギターのブリッジはセンターラインとスケールラインが重要であり、万が一当該ギターのスケールラインやセンターラインのズレが生じていた場合はブリッジのスタッド、ネジ穴等を木材で埋めてもう一度センターラインとブリッジのスケールラインを割り出して再加工が必要となります。この場合で生じる当該ギターの塗装面または木材の割れや欠け等が生じる場合があります。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外といたします。

3 7 : 銀銅導電塗料を当該ギターのコントロールキャビティやピックアップザクリに塗る場合は、ラッカーやポリウレタンの塗装面を削らないと銀銅導電塗料が経年変化によって剥がれてしまうため木目を出さなければなりません。この場合で発生する損害としてはピックアップまたはコントロールキャビティの側面、底面の塗装面の割れ、欠けあるいはコントロールキャビティのレバースイッチの段差ザクリやコントロールパネルの段差ザクリがある場合はその箇所には銀銅導電塗料を塗ることが出来ないため経年変化による銀銅導電塗料の剥がれが生じます。この箇所で生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または無償によるギター製作等は保証対象外といたします。

3 8 : 当該ギターの 2P、3P 等のピックガードの裏面に貼られたアルミシールから銅の導電テープに交換する場合は、経年変化によるピックガード素材の劣化が原因でピックガード層の一部の剥がれ、割れ、欠け等が発生する場合があります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）または社会的損害（金銭・時間等）あるいはピックアップの再修理または無償によるピックガード製作等に対しては保証対象外といたします。

3 9 : 当該ギターにミニスイッチの交換をした場合での不具合は、ミニスイッチやレバースイッチ等のレバーを切り替えた時に発生するスクラッチノイズがあり、現在ミニスイッチやレバースイッチ等のスクラッチノイズ音が出難いタイプはあまり出回っていません。この場合で生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは無償部品交換による再修理は保証対象外といたします。

4 0 : 当該ギターのポットから新しいポットに交換した時に生じるポットのノイズやガリあるいはレバースイッチ等によるレバーの不具合等が発生していることがあります。ポットやレバースイッチ等の電気部品交換後において依頼者側で用意した部品または当工房側で用意した部品でもこれらのトラブルは生じますが、万が一電気部品交換直後にポットにノイズやガリ等やレバースイッチが含まれていた場合は当工房はすみやかに電気部品の交換をいたします。ただし依頼者が用意した部品に関しては、依頼者宛に電子メールで部品の不具合がある旨を当工房側からお知らせをいたします。部品の返品が必要な場合は依頼者宛に部品の返送を着払いでいたしますので、部品が依頼者宛に届きましたら依頼者はすみやかに購入したお店に連絡をした後に部品の交換が可能な場合または新しく部品が調達出来る場合はすみやかに当工房宛へ郵送または配送することを依頼者は厳守し、依頼者から部品が届き次第、当工房は当該ギターの再修理をいたします。

4 1 : 修理された当該ギターに万が一依頼者または当工房が用意した電気部品で 1 週間以内に電気部品にノイズやガリ等のトラブルやギターブリッジやペグ等の初期不良品等が発生した場合は無償にて電気部品や部品交換修理は致します。ただし新品のミニスイッチやレバースイッチによるスクラッチノイズは発生しやすいのでスイッチ関係は除きます。依頼者は電子メールで詳しい症状の記載と写真または動画配信サービスで当工房宛専用の動画にて説明をし取付け箇所において当工房側が了承をした箇所については無償修理することが可能となります。この場合において当工房が用意した部品が初期不良品のみ着払いで郵送または配送して下さい。ただし依頼者が用意した部品に関しては、依頼者はすみやかに購入したお店に連絡をした後に部品の交換が可能な場合または新しく部品が調達出来る場合はすみやかに当工房宛へ郵送または配送することを依頼者は厳守し、依頼者から部品が届き次第、当工房は当該ギターの再修理をいたしますが、依頼者が用意した部品の場合での修理に関しては当該ギターおよび部品の郵送料または配送料は依頼者負担といたします。

4 2 : 当該ギターのピックアップ修理の際にピックアップからノイズが発生する場合はピックアップ本体をワックスに浸透させてノイズを防ぐ修理がありますが、ピックアップに使われている樹脂の関係で樹脂板が溶けたり、変形することがあるため当工房ではピックアップのワックス浸け修理はしていません。

4 3 : 当該ギターの修理前にピックアップから音が鳴るか確認した後に当該ギターを修理いたしますが、ピックアップは細い銅線で巻かれておりワックス処理をしていないピックアップモデルではピックアップを取外した時のちょっとした衝撃で線が切れることがあります。万が一修理後にピックアップの線が切れていた場合で生じる音が出ない等の症状があった場合は当工房側で代物弁済いたしますが、当該ギターに搭載されているピックアップの故障した数量またはピックアップモデルに応じて金額は代わります。この場合 1 個の故障であれば最大 1 万円までのピックアップの代物弁済とし全てのピックアップでの故障であれば最大 3 万円までのピックアップの代物弁済といたしますが、依頼者側ではピックアップメーカー、モデルを選択することは出来ません。また当工房では音の最終確認として当該ギターに搭載した全てのピックアップボビンを叩いて確認しております。万が一依頼者宅に届いた修理された当該ギターの金銭目的またはピックアップを代物弁済させる目的で金銭またはその他ギターパーツでの代物弁済を求めた場合は当工房は速やかに最寄りの警察署に被害届を提出します。この場合で生じる業務妨害や名誉毀損等による損害賠償の支払いを当工房側から求められた時は依頼者はすみやかに当工房指定の銀行口座に入金することを厳守します。

4 4 : 当該ギターの修理の際に取付けたビンテージハンダ、ビンテージ配線材、ビンテージコンデンサーは素材の材質、成分、劣化等により各種端子に錆が発生し稀に配線材が外れたり、一部ハンダ材の影響で配線が取れやすくなります。この場合での当該ギター製品の保証期間中や演奏中の使用不能から生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの製造等は保証対象外となります。

4 5 : 依頼者が当該ギターを受け取った後、依頼者がイメージした音質、音色等のイメージの違いやミニスイッチやレバースイッチ等によるスクラッチノイズ等による損害に対しては保証対象外となります。またそれに伴うピックアップ、コンデンサー、ハンダ材、配線材等の電気部品の無償交換による再取り付けやナット、ブリッジ、ピックアップ等の代替品への無償交換等および社会的損害（金銭・時間等）等に対しても保証対象外となります。

4 6 : 当該ギターのピックアップの配線材が 2 芯ケーブルから 4 芯ケーブルへの変更や 4 芯ケーブルから 2 芯ケーブル等への変更修理はしていません。

4 7 : プリアンプ内臓の当該ギターの修理は、主に IC の故障が原因であるが、この IC はプリアンプを製造するメーカー側で型番を消してプリアンプに使用されている場合があり、メーカーに問い合わせをして IC のみ取寄せして IC を交換をすると大半は上手く動作する可能性があります。ただし電池を交換して音が出ない場合等は基盤に使用されているその他パーツにも原因がある場合があるため 1 0 0 % の修理とはなりません。この場合は原因究明に時間がかかり、日数が掛かった場合は基盤の総取り換えとなります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）または社会的損害（金銭・時間等）等は保証対象外となります。

4 8 : 当該ギターのホローギターのポット、トグルスイッチ等の交換は、大半のモデルは F ホールからポットやトグルスイッチ等の交換となり、電気部品を出す時よりも入れる時の方が大変で特にビンテージハンダやビンテージ配線材等を取付けたポットやトグルスイッチ等はコードで引っ張っている内に外れやすく、そしてビンテージハンダ材は融解温度は安定していませんのでハンダ材でのポットやトグルスイッチ等への取付時に融解したハンダ材が飛んでボディの塗装面が融解したり脱色等することがありますので、水に濡らしたウエスで常にボディ全体を保護しなくてはなりません。そのためビンテージハンダ材、ビンテージ配線材等を使用した場合はギター演奏中、ギター運搬中等の影響でハンダ材、配線材が取れたり、または配線材の劣化の影響で F ホールから配線材が見えてしまう等のトラブルの発生や修理中によるハンダ材の影響でボディの塗装面が融解したり、脱色等することがあります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）または社会的損害（金銭・時間等）等あるいは再修理や代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

4 9 : 当該ギターをハードケースに入れた時にハードケース内部で当該ギターが大きく動いてしまう場合でネック台座とヘッドとの隙間があり、大きくネックが揺れる場合は緩衝材でヘッド周辺を覆ってネックやヘッド等が動かないようにすることに依頼者は厳守します。また郵送または配送等での運搬時による緩衝材の取付けの不具合によって当該ギターのヘッド割れやネック折れ等の破損や損傷等が発生した場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは再修理や代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。

- 5 0 : ハードケースの故障、樹脂製のハードケースの割れや欠け等があるギターケースの中に当該ギターを納入して郵送または配送することは出来ません。必ずハードケースの周りに緩衝材を巻きつけ、必ず運送保険に加入した後に郵送または配送できるものとします。
- 5 1 : 当該ギターの梱包の時にハードケースを使用しない場合において、当該ギターの周りに緩衝材を巻きつけてギター専用の段ボールに納入して郵送または配送する場合、薄いギグバッグやソフトケースまたは破損しているギグバッグやソフトケース等に当該ギターを納入してギター専用の段ボールの中にギターバッグを納入して郵送または配送する場合はヘッド割れやヘッド折れ等の破損や損傷等が発生する可能性があるため、これらの方法による梱包方法は禁止いたします。
- 5 2 : 当工房宛までギグバッグを使用して郵送または配送する場合は、厚みがあり衝撃を吸収出来るギグバッグの中に当該ギターを納入し、ギター専用の段ボールの中にギグバッグを納入してギグバッグと段ボールとの間に隙間がある場合は緩衝材やクッション等で詰めてギグバッグが動かないようにした後、ギター専用の段ボールの周りに緩衝材を巻いた後に郵送または配送することに依頼者は厳守します。
- 5 3 : 厚みのあるギグバッグ、ギター専用の段ボール、ギター専用の段ボールの周りに緩衝材を巻きつけて郵送または配送した場合でも稀に運搬時による振動や衝撃等によって当該ギターのヘッド割れやネック折れ等の破損や損傷等が発生した場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは再修理や代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 5 4 : 依頼者からお預かりした当該ギターのハードケースやギターケースの内部にトラスロッドレンチ以外のギターアクセサリー（チューナーや楽譜等）が含まれていた場合、第 3 者のギターケースやハードケースに間違えてギターアクセサリーを入れてしまう場合や捨ててしまうことがあります。この場合で発生する社会的な損害（金銭、時間等）に対しては保証対象外となります。
- 5 5 : 修理の際にトラスロッドを回す時に依頼者が所有する当該ギターのトラスロッドレンチと当工房が所有するトラスロッドレンチとが合致しないことがあります。この場合は梱包する当該ギターのハードケースまたはギグケースの中にトラスロッドレンチを入れることに依頼者は厳守します。
- 5 6 : 運送会社による事故や破損等は運送業者による保証となり、この場合は運送業者からの依頼によって当該ギターの修理または新品パーツの代用品交換あるいは当該ギターの再製作となるため保証対象外となります。
- 5 7 : 依頼者が梱包した当該ギターを郵送または配送する場合は、郵送会社または運送会社の運送保険に加入して郵送または配送することに依頼者は厳守します。
- 5 8 : 当工房宛へ発送する修理依頼書、同意書等あるいは当該ギターや当該ギターで使用する部品等で発生する郵送料金または配送料金は依頼者が全ての金額を負担するものとします。
- 5 9 : 当該ギターの修理後の運搬時による高温多湿の車内や車のトランク等に一時的に保管した場合や飛行機の気圧の変動によって起きるネック本体の反りやネジレ等は保証対象外となります。
- 6 0 : 当該ギターの自然現象または経年変化による塗装面やバイディングの剥がれ、割れ、ひび割れ等による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは再修理または代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 6 1 : ギタースタンドに置かないで壁やアンプ等に立掛けて保管した当該ギターで生ずる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは再修理や代用品となるギターの提供および無償によるギター製作等は保証対象外となります。
- 6 2 : 当該ギターをギタースタンドの立掛けた状態で放置していた場合で発生するゴム製品等と塗装面との化学変化で当該ギターの塗装面が溶けたり、融着した影響で塗装面が欠けたり等します。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製作等は保証対象外となります。
- 6 3 : 当工房はお預かりする依頼者の当該ギターは善良なる保管者としてお預かりしますが、天災（地震・暴風等）、災害事故（火災、配送時での事故等）または第 3 者の手によって刑事事件（盗難、器物破損等）またはセルロイド樹脂により当該ギター本体及び当該ギターのギグケースまたはハードケース（付属品等も含む）等が滅失及び破損

等から生じる損害があった場合には保証対象外となります。

6 4 : 依頼者が当該ギターを受け取った後に金銭目的で依頼者自身または第 3 者等によって故意や不注意等により、当該ギターの改造や破壊等をした後、当該ギターの確認のために当工房宛へ郵送または配送された当該ギターの破損や故障等があった時は、当工房はすみやかに最寄の警察署に被害届を提出します。この場合によって発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

6 5 : 依頼者が当該ギターを受け取った後に依頼者自身または第 3 者等によって当該ギターの改造や破壊等あるいは高温多湿の屋外や屋内または低温の屋内や屋外等によって当該ギターを放置または保管し塗装やギターパーツまたはギターネック等が損傷または破損等した場合によって発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

6 6 : 依頼者が当該ギターを受け取った後に依頼者自身または第 3 者等が当該ギター演奏中や当該ギターの運搬中等で生じた傷、外観上の変化あるいは不注意や故意等で当該ギターの故障または破損等した場合によって発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

6 7 : 依頼者が当該ギターを受け取った後、飛行機による気圧や高温多湿または低温の室内や屋外等に当該ギターを保管した場合は、当該ギターのネックが反ったり、ネジレ等が発生することがあります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

6 8 : 依頼者が当該ギターを受け取った後、依頼者自身または第 3 者等によって故意又は過失等により当該ギターに水をかけたり、当該ギターにバーナー等で炙る等の一般常識として考えられない行為等により当該ギターの故障や破損等した場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

6 9 : 依頼者が当該ギターを受け取った後、依頼者自身または第 3 者等によって故意又は過失等により当該ギター製品の落下や壁への投げつけ等または車や徒歩等での運搬中による人身事故や災害事故等による当該ギターの故障や損傷等あるいは運送業者等による事故等で発生した当該ギター製品の故障や滅失等による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギター修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

7 0 : 炎天下の自動車のトランクや高温多湿のコンテナハウス等に当該ギターを保管した場合や炎天下の紫外線が強い室内または室外に当該ギターの保管等をした場合は当該ギターのネックが反ったりあるいは塗装面への悪影響または製品全体の強度の低下や材質の脆さ等が生じます。また雨天時の屋外のエントランスや風呂場等の温度や湿度が高い場所で当該ギターを保管した場合で発生する当該ギターのネックの反りやネジレ等あるいは製品全体の強度の低下や材質の脆さ等が発生します。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

7 1 : 万が一当該ギターの修理の際に使用したギターパーツの初期不良箇所があった場合は、当該ギターが依頼者に届いた日から 1 週間以内に依頼者は不良箇所の詳しい説明と不良箇所の写真または動画配信サービスの当工房宛の専用の動画を作成して詳しい不良箇所の説明をすることに厳守します。当該ギターが依頼者に届いた日から 1 週間以内に当工房宛に連絡が無い場合はギターパーツの初期不良に対する無償交換や無償修理等は保証対象外となります。ただし依頼者が持込んだギターパーツについては有料交換または依頼者自身が購入したお店に問い合わせた部品の交換や新たに部品を購入した後に当工房宛へ郵送または配送後に無償交換または無償修理となります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

7 2 : 当工房側で揃えたブリッジや電気部品等の部品は初期不良品のみ交換保証といたしますが、製造販売が中止になった部品や製造の遅延による入荷の場合は揃えることは困難となります。そのため代用品が可能な製品があった場合は部品を交換をいたしますが、この場合において依頼者側はメーカー、モデルを選択することは出来ません。また金銭またはその他パーツでの代物弁済は出来ません。

7 3 : 万が一当該ギターの修理した箇所によって弾き難くさや調整不良等による初期不良箇所があった場合は、当該ギターが依頼者に届いた日から 1 週間以内に依頼者は不良個所の詳しい説明と不良個所の写真または動画配信サービスの当工房宛の専用の動画を作成して詳しい不良個所の説明をすることに厳守します。この場合は当工房の過失による初期不良が認められた場合のみ修理保証となります。また当該ギターが依頼者に届いた日から 1 週間以内に当工房宛に連絡が無い場合は初期不良に対する無償修理は保証対象外となります。この場合で発生する再修理の際に発生する当該ギター修理の遅延や社会的な損害（金銭、時間等）等に対しては、保証対象外となります。

7 4 : 修理の際に一部代替部品を使用する場合がありますが、部品購入時において再購入不可能な部品と代替した部品に関しては保証対象外となります。

7 5 : 雷雨や雨天での屋外または屋内での演奏中に発生した感電死や大怪我等及び電気回路の故障やブリッジ等の錆（ギターに液体をこぼした場合も含む。）等あるいは屋外での演奏中による突風による塗装面の傷や剥がれ等による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの製作等は保証対象外となります。

7 6 : 依頼者が修理された当該ギターを受け取った後、依頼者の当該ギターの保管方法、運搬の仕方、演奏方法、演奏後の手入れの仕方、湿度の管理、温度の管理、その他の状況は当工房では把握出来ません。そのため木の性質上における自然現象または経年変化等が原因とする修理範囲を著しく超えた当該ギターのネック本体の反り、ネジレ、ネック波うち、ハイレ浮き等あるいはトラスロッドで修正不可能な反りや裂傷等から生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギター修理または当該ギターの再製造等は保証対象外となります。

7 7 : 依頼者が当該ギターの修理依頼する箇所以外に修理箇所が新たに発覚した場合は、当工房は一度修理作業を止めて依頼者宛に電子メールで新たに発見した修理箇所とおおよその見積金額を提示させていただきますが、依頼者は出来るだけ速く電子メールで修理するか、修理しないかの返答を当工房宛へすることに厳守します。

7 8 : 修理過程によるやむえない傷跡、打痕、塗装面の傷や欠け等によって生じた損害（人身事故、災害事故等）及び社会的な損害（金銭、時間等）に対しては、保証対象外となります。

7 9 : 天災（地震・暴風等）、災害事故（火災、配送時での事故等）または機械やジグの故障等あるいはギター修理やギター製造依頼等の込み具合で発生する当該ギター修理の遅延または再修理による社会的損害（金銭・時間等）等は保証対象外となります。

8 0 : 特殊木材の取寄せ、部品の取寄せあるいは当該ギター修理における難易度の高い修理によって遅延が発生することがあります。この場合で発生する当該ギター修理または再修理の遅延や社会的な損害（金銭、時間等）等に対しては保証対象外となります。

8 1 : 依頼者の一方的な都合により当該ギターの修理前、修理中による途中解約は出来ません。依頼者が修理を中止する場合は当工房宛に電子メールで連絡をして事情を説明して当工房の承諾を得られた場合のみ修理を中止することが出来ます。ただし当工房で修理した箇所および部品を取寄せた部品または取付けた部品に関しては金銭が発生します。

8 2 : 当該ギターの修理途中または当該ギター修理後に依頼者の現住所が変更される場合には、住所変更届けを電子メールでのお知らせと手紙で当工房宛まで郵送することに依頼者は厳守します。

8 3 : 当該ギターの修理が終了した場合には当工房は電子メールで当該ギター完成の内容を依頼者にお知らせいたしますので、依頼者が届けてほしい住所内容を電子メールで当工房宛に提出後、当工房は住所内容確認後に当該ギターの発送します。依頼者宛てに当該ギターが届いた時には、依頼者は当該ギターが届いたことを知らせる内容通知を電子メールで当工房宛へ送信することを厳守し、これをもって当該ギターの修理は終了といたします。

8 4 : 依頼者は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、右翼団体、半ぐれ等、その他これに順ずる者を意味する。）の一員または反社会的勢力との繋がりは一切ありません。万が一依頼者が反社会的勢力の一員の場合は当工房はすみやかに最寄りの警察署に連絡いたします。この場合によって発生する社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

8 5 : 依頼者が当該ギターを受け取った後に当該ギターの初期不良による不具合や当該ギター製作途中等の遅延等によるクレームで発生した金銭の要求、恫喝、脅迫等があった時に当工房はすみやかに最寄の警察署に被害届を提出します。この場合で生じる業務妨害や名誉毀損等による損害賠償の支払いを当工房側から求められた時は依頼者はすみやかに当工房指定の銀行口座に入金することを厳守します。

8 6 : 依頼者本人、依頼者の友人、依頼者の知人等が SNS や動画配信サービス等で当工房製品の謂れのない商品の酷評や侮辱等あるいは当該ギターの修理した箇所等による酷評や侮辱等によって生じた業務妨害や名誉毀損等が発生した場合は、当工房はすみやかに最寄の警察署に被害届を提出します。この場合で生じる業務妨害や名誉毀損等で発生した損害賠償の支払いを当工房側から求められた時は、依頼者はすみやかに当工房指定の銀行口座に入金するとともに当工房の名誉回復を新聞や雑誌等で行うことを遵守します。

8 7 : 依頼者本人、依頼者の友人、依頼者の知人等が SNS や動画配信サービス等で当工房商品の酷評や侮辱等あるいは当該ギターの修理した箇所等による酷評や侮辱等を掲載し、SNS やネット検索した時に Digital tattoo として内容が残った場合は、依頼者本人、依頼者の友人、依頼者の知人等がすべての SNS や動画等を一生かけて削除することを遵守いたします。

8 8 : 当工房と依頼者との連絡方法は全て電子メールでの連絡となり、緊急時での連絡方法は当工房からの電話での連絡となることに依頼者は厳守します。

8 9 : 万が一天災（地震、台風等）、災害事故（人身事故、火事等）、刑事事件（窃盗被害、暴行被害等）、機械の故障等が原因で当該ギターの修理の遅延や当該ギターの滅失等が発生した場合は、当工房は出来るだけ速く電子メールや電話で依頼者宛に連絡をして理由を説明します。この場合で発生する当該ギターの再修理、遅延等による社会的な損害（金銭、時間等）または当該ギターが自然災害や災害事故等により当該ギターが滅失した場合による代物弁済や金銭等による保証は一切ありません。

9 0 : 当該ギターは依頼者が住んでいる環境や地域等の変化（湿度、温度等）により数日後または数週間後等にギターのネックに影響を及ぼすことがあります。この場合で発生する社会的な損害（金銭、時間等）や再修理等に対しては保証対象外となります。

9 1 : 依頼者が修理依頼をする場合は、依頼者が保有している顔写真入の運転免許証や社員証等をコピー機で印刷したコピー用紙を当工房宛へ提出することを依頼者は厳守します。

9 2 : 当工房宛に届いた依頼者の運転免許証や社員証等をコピーした用紙は、当該ギター修理後にインターネットに接続していないパソコンに修理内容、修理したモデル等の内容を記入した後に運転免許証や社員証等をコピーした用紙はマイクロシュレッターで粉碎をいたします。万が一天災（地震・暴風等）、災害事故（火災、配送時での事故等）または第 3 者の手によって刑事事件（盗難、器物破損等）等により依頼者の運転免許証や社員証等をコピーした用紙が滅失した場合による社会的な損害（金銭、時間等）に対しては保証対象外（金銭、時間等）となります。

9 3 : 依頼者から一時的にお預かりするギターパーツは善良なる保管者として当工房はお預かりしますが、天災（地震・暴風等）、災害事故（火災、配送時での事故等）または第 3 者の手によって刑事事件（盗難、器物破損等）等によりギターパーツ（付属品等も含む）が滅失及び破損等から生じる損害があった場合には保証対象外となるとともにギターパーツが滅失した場合による代物弁済や金銭等による保証は一切ありません。

9 4 : 当該ギターのピックアップやブリッジ等を交換する場合、当該ギターに取付けていた部品は不要となります。交換部品を廃棄処分する場合は当工房側または依頼者側のどちらかでの処分となり、必ず修理依頼書に部品名と処分方法を記載することに依頼者は厳守し、廃棄処分する部品を当工房が処分する場合は別途料金が発生します。

9 5 : 当工房側で当該ギターの交換部品を廃棄処分する場合において当該ギターに組込まれていたピックアップ、ブリッジ等の再利用出来る部品に関しては廃棄処分料金は発生しません。ただし修理依頼書に記載された部品名以外の廃棄処分は出来ません。修理依頼書が当工房宛に届いた後 2 週間以内に依頼者側から電子メールで部品の廃棄解除の要請がない場合は、再利用可能部品として当工房が活用させていただくことになります。また廃棄解除の要請があった場合によるピックアップやブリッジ等の郵送料または配送料は依頼者負担となります。

9 6 : 依頼者が用意した部品は見積金額の中に部品代は含まれません。この場合は作業代と消費税等のみの料金価格となります。ただし当工房が部品を用意した場合は、メーカー小売価格による正規料金での請求となります。

9 7 : 依頼者が用意したギターパーツの中に初期不良品が含まれていた場合は、当工房はすみやかに電子メールで依頼者宛へ連絡をし、ギターパーツの初期不良品を依頼者宛に着払いで郵送または配送いたしますので、依頼者宛にギターパーツが届きましたら依頼者は購入したお店に連絡をした後、ギターパーツの交換または新しく部品を用意出来る場合は当工房宛に郵送または配送することに厳守します。この場合で掛かる郵送料金または配送料金は依頼者負担となります。

9 8 : 依頼者がギターパーツを用意する場合は、新品のギターブリッジ、新品のピックアップ、新品のペグあるいは新品のポット、新品のレバースイッチ等を用意することに依頼者は厳守します。また中国製のブリッジ、ペグ、電気部品または中古のブリッジ、ピックアップ、ペグは不具合品が多いため使用不可とさせていただきますが、中国製のピックアップのみは安定している商品が多いので使用可能といたします。ただし依頼者は中国製のピックアップをテスターで不具合がないかを事前に調べた上で当工房宛に郵送または配送することを厳守いたします。

9 9 : 依頼者が用意したブリッジ、ペグ、ピックアップまたは当工房が用意したブリッジ、ペグ、ピックアップの中に図面作成またはギター製造あるいは修理で使用したことが無いブリッジ、ペグ、ピックアップが含まれていた場合は部品交換をすることは出来ません。当工房が新たに図面を作成して部品交換する場合には、ブリッジ形状、ペグ穴、ピックアップ形状を木板に直接加工して実物のブリッジ、ペグ、ピックアップ等を取付けて寸法を確認しなければなりません。そのため木板にブリッジ、ペグ、ピックアップ等を取付ける時にスタッドやメッキ面等に木屑の付着や傷等が発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

1 0 0 : 当工房が修理した当該ギターを当工房以外での工房または第 3 者等での改造や再修理をした場合は保証対象外となり有料修理となります。

1 0 1 : 故意又は過失等により 25 度以上の炎天下の下で自動車の車内や自動車のトランクの中または温湿度の高い場所の部屋あるいは屋外のベランダ等で当該ギターを放置または保管した場合は再修理保証対象外となります。

1 0 2 : 故意又は過失等により寒冷地等での低温状態で当該ギターを演奏した場合や 2 0 度以下の場所でギターを放置または保管等し、ギターパーツに錆やボディやヘッド等の塗装面の割れ等または木材の割れやヒビ等が発生し当該ギターが損傷した場合は再修理保証対象外となります。

1 0 3 : 当該ギターの再修理は、ギター製作やギター修理等の込み具合や機械やジグ等のトラブル等で再修理の遅延が発生する場合があります。この場合で発生する社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。

1 0 4 : 依頼者から当該ギター修理のためにお預かりする当該ギターはコロナウィルス、インフルエンザウィルス等の対策により、当該ギターのボディ材、ネック材の塗膜層がラッカー塗装、ウレタン塗装がされている場合は、界面活性剤入りの洗剤（原液）または次亜塩素酸で除菌します。界面活性剤入りの洗剤または次亜塩素酸での拭取りあるいはギターの汚れを落とすために研磨剤を使用してバフ磨きまたは手バフ磨きにおいて当該ギターの塗装面のひび割れ、欠け等に気が付かないで掃除または研磨した場合は、塗装面に界面活性剤入りの洗剤または次亜塩素酸あるいは研磨剤がひび割れ箇所、欠けた箇所等に侵入して経年変化により浸食した染み跡が発生します。この箇所による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）または全塗装等は保証対象外となります。

1 0 5 : 依頼者から当該ギター修理のためにお預かりする当該ギターはコロナウィルス、インフルエンザウィルス等の対策により界面活性剤入りの洗剤または次亜塩素酸で除菌をいたしますが、当該ギターのボディ材、ネック材の塗装面にひび割れ、欠け等あるいは当該ギターの塗装面がオイルフィニッシュ塗装であった場合は界面活性剤入りの洗剤または次亜塩素酸では除菌は出来ません。この場合は UV ランプによる除菌または 2 週間経過した後に当該ギターの修理をいたします。UV ランプでの除菌は紫外線照射により当該ギターの塗装面、木材等に悪影響を及ぼすことがあります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）または全塗装修理や当該ギターの代物弁済等は保証対象外となります。

1 0 6 : 当該ギターの除菌に使用する UV ランプは、当該ギターの塗装面が元々経年劣化により粘着質の塗装面が発生していた場合は塗装面がさらに悪化しますので UV ランプによる除菌は出来ませんのでギター修理はお断りをいたします。

1 0 7 : ハードケースまたはギグバッグの除菌は金属箇所以外は除菌はいたしません。ただし時間短縮と使用されている素材になるべく悪影響を与えたくないので UV ランプによる除菌をすることによって素材の劣化、素材の変色等による損害が発生する場合があります。この場合で生じる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）またはハードケースまたはギグバッグ等の代物弁済等は保証対象外となります。

1 0 8 : UV ランプによる除菌で稀にシースルー塗装、オイルフィニッシュ塗装、無塗装の場合は、紫外線ランプの照射により照射跡が残る場合があります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）または全塗装修理や当該ギターの代物弁済等は保証対象外となります。

1 0 9 : 当該ギターのギターブリッジを取り外し、工業用の温度付き超音波洗浄機等を用いて除菌と汚れを掻きだし、フローティングブロックや金属製ノブ等に錆が発生している場合のみ特殊な錆止めスプレーでコーティングをいたします。特にギターブリッジは錆が発生している部品箇所もありますが、錆は埃、空気等の影響により浸食が早くなりやすいので出来る限りブリッジの埃や汚れ等を取除くことをお勧めいたします。しかしながら部品箇所に錆が多く出ている箇所、一部箇所に多く錆が出ている箇所にはメッキが施されおり、このメッキは工業用の温度付き超音波洗浄機での洗浄中による剥がれが生じることがあります。また剥がれたメッキ箇所から新しく錆が発生する可能性があります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）または当該ギターブリッジやペグの代物弁済等は保証対象外となります。

1 1 0 : 当工房ではブリッジや金属製ノブ等は工業用の温度付き超音波洗浄機で埃や汚れを取除いた後、特殊な錆止めスプレーで当該ギターに錆が発生していた箇所をスプレーして保護いたしますが、錆止めスプレーは経年変化により錆止め効果が徐々に薄れていきます。錆止め効果が薄まった場合は錆が再発生する場合があります。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）または当該ギターブリッジやペグ等の代物弁済等は保証対象外となります。

1 1 1 : UV ランプ、工業用の温度付き超音波洗浄機による除菌または掃除は、当該ギター修理費用とは別途に費用が発生し、修理箇所以外に除菌または掃除をしたくない場合は、当該ギター修理は当該ギターが当工房宛に到着した翌日から 2 週間経過した後に当該ギターの中身の確認と当該ギターの修理依頼書の確認といたします。この場合は依頼者自ら電子メールで当該ギター発送日の連絡をする際に除菌、掃除の通達をすることになります。また当該ギターの修理は当該ギターが当工房宛に到着した翌日から 2 週間経過した後に当該ギターの中身の確認と当該ギターの修理依頼書の確認といたしますので、万が一運送会社による運搬時での当該ギターのヘッド折れ、ヘッド割れ等が発生していた場合による運送会社への通達の遅れによる運送会社による修理保証対象外となります。また当工房による社会的損害（金銭、時間等）または当該ギターの代物弁済等も保証対象外となります。

1 1 2 : 当工房が保有する燻煙窯の中に依頼者が保有する当該ギターを吊るして数日間または数週間に渡って当該ギターを燻煙木材乾燥加工いたします。万が一地震が発生した時は、燻煙窯の中に吊るした当該ギターは第 3 者のギターまたは燻煙窯の側面等に接触し当該ギターの塗装面の割れや欠けまたは木材の割れや欠けあるいは当該ギターが落下した影響で燻煙機器と接触をして当該ギターの滅失等が発生します。この場合によって発生する損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 3 : 台風シーズン、雨天時、降雪、寒冷季節による 10 度以下等の場合は燻煙木材乾燥加工することが出来ません。この場合で発生する燻煙木材乾燥加工の遅延で発生する当該ギターのギター修理の遅延に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 4 : 当該ギターにはラッカー塗装やポリウレタン塗装等が施されており、当該ギターを燻煙木材乾燥加工した場合は、塗装面、バインディング、ナット等にヤニが浸透します。燻煙木材乾燥加工後の当該ギターの塗装面、バインディング、ナット、木材等の経年変化や化学変化等によってどのような症状が発生するかわかりません。燻煙木材乾燥加工後で起因する当該ギターの塗装面、バインディング、ナット、木材等に対しての損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 5 : 燻煙木材乾燥加工後で起因する当該ギターのボディ材で発生する木材収縮によるピックガード穴位置のズレ、ネックポケットの深さ、長さ、横幅の収縮やボディ全体の収縮等で発生する箇所に対しての損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 6 : 燻煙木材乾燥加工後で起因する当該ギターのネック材の木材の収縮によって発生するフレット位置のズレ、スケール位置のズレ、ネック接合部の厚みの縮小、長さ、横幅の収縮、ネック全体の収縮で発生する箇所等に対しての損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 7 : 極稀ですが、燻煙木材乾燥加工後または燻煙木材乾燥の加工中に当該ギターのボディ材やネック材等の木材の表面に木割れが発生する箇所に対しての損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 8 : 当該ギターの木材の性質上でネジレ、反り等が元々あるネックやボディまたはトラスロッドでネックが修正不可能なネックは燻煙木材乾燥加工をすると木材のネジレ、反り等が酷くなる場合があります。依頼者からの依頼で燻煙乾燥木材加工をいたしますが、木材の性質上でネジレ、反り等がもともとあるネック材やボディ材またはトラスロッドで修正不可能なネックを燻煙木材乾燥加工した場合で起因する損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 1 9 : 当該ギターのネックは燻煙木材乾燥加工前にトラスロッド調整し、ネックは出来るだけ直線を出してから燻煙木材乾燥加工をします。燻煙木材乾燥加工後に様々なヤニの処理をしてパーツを取付け、弦を張りトラスロッド調整し、依頼者からの依頼があればネックジグを使用してテンションすり合わせによる修理等を駆使して、フレットやネックを出来るだけ直線を出しますが、当該ギターの燻煙木材乾燥加工後または当該ギターの修理後に極稀に地域差によって異なる温度、湿度、気温等の影響でトラスロッド調整可能なネックの反りが発生する場合があります。トラスロッド調整可能な反りで起因する社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 0 : 燻煙木材乾燥加工の影響で指板木材の縮小が原因でフレット痩せ、フレット浮きまたはポジションマークや指板面のハイポジ、ローポジ等の反りや指板面に凹凸が出来る場合があります。依頼者からの依頼があれば指板すり合わせ、フレット交換等はいたしますが、燻煙木材乾燥加工の影響で当該ギターの弾き難さに対しての損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 1 : 当該ギターのボディやネックにバインディングが巻かれている当該ギターは、燻煙木材乾燥加工の影響で木材の収縮の発生によってバインディングの割れ、欠け、剥がれ等が発生することがあります。また燻煙木材乾燥加工後の経年変化による気温、湿度、温度等の変化によりバインディングに割れ、欠け、剥がれ等が発生する可能性もあるため燻煙木材乾燥後で起因するバインディングの損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 2 : 当該ギターのネックにはシートを被せ、トラスロッドのロッド周辺にマスキングをしてから出来るだけヤニが侵入しないように燻煙木材乾燥加工をしますが、燻煙木材乾燥加工をするとトラスロッド内部にもヤニが浸透した影響またはネック材が収縮した影響等で稀に回し難い現象が起きることがあります。燻煙乾燥木材処理をしたことが原因で発生するトラスロッドの回し難い現象による損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 3 : 燻煙木材乾燥加工中または燻煙木材乾燥加工後に稀に当該ギターのネックジョイントがセットネックギターのネックとボディの接着不良または未着不良が原因（特に海外製が多い）でボディ材とネック材のどちらかが燻煙窯の中で外れ落ちる現象があります。ボディ材やネック材が外れ落ちた場合はボディ材またはネック材の破損や損傷等の損害が必ず発生し、ボディ材またはネック材の位置によって燻煙機器と接触して滅失する場合もあります。この場合で発生する損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。またボディ材とネック材が落ちたことが原因で発生する木材の破片の飛び散りで第3者が保有するギターのボディ材やネック材等の塗装面の欠け、割れまたは木材表面等に傷等の損害（破損、故障等）が発生した場合は依頼者側が責任をもって第3者が保有するギターの保証をするものといたします。

1 2 4 : 当該ギターのネックジョイントがセットネックギターの場合で燻煙木材乾燥加工の依頼をする場合、ボディ材とネック材との接着不良または密着不良が原因で第3者が所有するギターの塗装面の割れ、欠けまたは木材に傷等の損傷を負わせる場合があります。これを回避するために当該ギターの燻煙窯の中に当該ギターを単独で燻煙乾燥木材加工の依頼をすることも可能ですが、この場合は当工房ホームページ記載料金価格の20%上乗せした料金が加算されます。

1 2 5 : 当該ギターの指板のナット溝に樹脂製のナットまたは指板サイドやヘッド等に樹脂製のバインディング（セルロイドが多い）が含まれている場合は、燻煙木材乾燥加工中の熱によって素材の変形や素材の溶けまたは当該ギターの滅失が発生します。燻煙木材乾燥加工中による熱の影響で発生する樹脂製のナット、指板のナット溝周辺の損害または当該ギターの滅失による損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきますとともに滅失した当該ギターの代物弁済または金銭等の保証は一切ありません。

1 2 6 : 当該ギターの金属製のフレット交換の時にフレットプレス機で金属製のフレットを圧入して取付けますが、燻煙木材乾燥加工後の木材の収縮によって指板のフレット溝が収縮されて金属製のフレットを圧入して取付ける時に指板材の一部の欠けや割れが発生する損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 7 : 当該ギターのストラップピンを固定させるための軟質のプラスチックアンカーを使用している場合は、軟質のプラスチックアンカーを使用しているため燻煙木材乾燥加工による熱の影響によって軟質のプラスチックアンカーが溶けたり、変形しますが、燻煙木材乾燥加工の熱によって変形したり溶けたりした軟質プラスチックアンカーの箇所による損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 8 : 当該ギターのボディエンド部のストラップピンの軟質のプラスチックアンカーを利用している場合において依頼者からの事前の指示が無い限り軟質プラスチックから木栓へ修理交換をいたしません、軟質プラスチックにネジフックを取付けて、ネック側を下にしてギターを吊るして燻煙をいたします。この時に燻煙乾燥木材加工の熱によって軟質プラスチックが溶けた影響でギター本体が落ちたことによる損傷または破損等することがあります。万が一ギター本体が落ちた時の損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただきます。

1 2 9 : 万が一燻煙機器の暴走で燻煙機器の温度上昇によって当該ギター本体の塗装箇所が溶けたり、当該ギター本体の発火等の現象が起こることが考えられます。万が一燻煙機器の暴走により当該ギター本体の塗装箇所が溶けたり、当該ギター本体の発火による当該ギターの滅失等の現象の損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭・時間等）等に対しては保証対象外とさせていただくとともに滅失した当該ギターの代物弁済または金銭等の保証は一切ありません。

1 3 0 : 依頼者からの依頼でギターの燻煙木材乾燥加工を行なった場合、どのような副作用が発生するかわかりません。燻煙木材乾燥加工が起因とする副作用は、燻煙の影響による塗装面全体や木材等へのヤニの浸透や経年変化による塗膜面の割れや欠け、ネックの反りやネジレ等あるいは当該ギターの木材縮小等から生じるネジ穴位置の移動、ネックポケット全体の縮小によるネックヒール部が嵌合できない等の損害が発生します。この場合で生じる損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

1 3 1 : 燻煙木材乾燥加工後に依頼者からの依頼で当該ギターのボディ本体の表面に取付けたギターブリッジのスタッドを取外す時に専用の工具を使用してギターブリッジのスタッドを取外します。燻煙木材乾燥加工をすると木材が収縮するため専用の工具を使用した場合でもギターブリッジのスタッドがボディ材に食い込んでボディ本体に工具の痕跡が付く損害（破損、故障等）があります。工具がボディに食い込んで痕跡が付いた場合による損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

1 3 2 : ボディ本体の表面に取付けてあるギターブリッジのスタッドを抜かないで燻煙木材乾燥加工をいたしますが、稀に木材が収縮することでギターブリッジのスタッド周辺に木材割れが発生する損害（破損、故障等）があります。ギターブリッジのスタッドを取付けたまま燻煙木材乾燥加工したことで発生する木材の割れの損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製造等は保証対象外となります。

1 3 3 : 当該ギターを燻煙木材乾燥加工すると特にボルトオンジョイントの製品はネックポケット周辺の木材が収縮してネック本体のネックヒール部を嵌合出来ない場合があります。この場合はネックポケット周辺の塗装面をヤスリで削ったりして調整をいたしますが、それでもネックヒール部がネックポケットに嵌合出来ない場合はネックヒール部またはネックポケットのどちらかを機械で削って嵌合いたします。ネックポケット加工中による木材の欠けや割れまたは塗装面の割れや欠け等が発生しやすくなります。この場合による損害（破損、故障等）や社会的損害（金銭、時間等）等あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製造等は保証対象外といたします。

1 3 4 : 当該ギターを当工房が所有する燻煙窯の中に入れて燻煙木材乾燥加工をいたしますが、燻煙木材乾燥加工後は当該ギターの木材の強度は向上し音色や音質等は優れます。ただし当該ギター燻煙木材乾燥加工後は当該ギターの木材は硬質木材へと変更となり、ちょっとした衝撃で当該ギターの木材にひび割れ、欠け等が生じることがあります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは無償修理や無償ギター製作等は保証対象外となります。

1 3 5 : 当該ギターを当工房が所有する燻煙窯の中に入れて燻煙木材乾燥加工をいたしますが、当該ギターのボディ材、ネック材または当該ギターがセットネックギターやスルーネックギターの場合は、当該ギターにヤニの付着を軽減させるためのシートを被せてヤニの付着を抑えます。当該ギターにシートを被せると当該ギターの塗装面にシート痕の付着跡やシートが付着したことによる塗装面との融着による塗装面の欠けまたは割れ等が発生する場合があります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは無償修理や無償ギター製作等は保証対象外となります。

1 3 6 : 当該ギターのボディやネックにオイルフィニッシュ塗装がされている場合での燻煙木材乾燥加工は、ヤニにより浸食でオイルフィニッシュ塗装に着色がされている場合は色の変色が必ず発生します。オイルフィニッシュ塗装で再度同じような着色にした場合でもボディやネック等に出来た傷や凹凸箇所等にヤニが多く付着した箇所にオイルフィニッシュ塗装の着色が入込んで、この箇所のみ色の変色して目立ったり、塗装した全体に色の変色する場合があります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは無償修理や無償ギター製作等は保証対象外となります。

1 3 7 : 当該ギターを燻煙木材乾燥加工を行なった場合は、どのような副作用が発生するかわかりません。同意書の内容以外にも様々な症状が発生する場合があります。この場合で発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは無償修理や無償ギター製作等は保証対象外となります。また当該ギターを燻煙木材乾燥加工を行なった場合でも同意書に記載がされている修理内容は一般的な修理内容と同じあり、違う点としては木材の強度は向上し音色や音質等は優れおりますが、強度が上がる分一般的な修理よりも木材の欠け、割れ等が発生しやすいことが挙げられます。燻煙木材乾燥加工後による修理の場合は、修理過程によるやむえない傷跡、打痕、塗装面の傷や欠け等によって生じた損害（人身事故、災害事故等）及び社会的な損害（金銭、時間等）に対しては保証対象外となります。

1 3 8 : 社会人誕生月割ギターリペアとお得リペアを同時申込する場合は、社会人誕生月割ギターリペア修理依頼書と社会人誕生月割ギターリペア同意書およびお得リペア修理依頼書とお得リペア同意書の提出が必要となります。

1 3 9 : 社会人誕生月割ギターリペアの各修理項目の金額から 10%の修理割引と当該ギター修理後の返却時は無料にて郵送または配送をいたします。社会人誕生月割ギターリペアの当該ギターの修理をする場合において修理依頼をする場合は、事前に依頼者は電子メールで当工房宛に問い合わせて修理対象となっているかを確認することを厳守します。

1 4 0 : お得リペアと社会人誕生月割ギターリペアとを同時申し込みする場合、お得リペアの修理料金は修理割引対象外となります。またお得リペア依頼書とお得リペア同意書を社会人誕生月割ギターリペア申込前または申込後に申込むことは出来ません。

1 4 1 : 社会人誕生月割ギターリペアと通常ギターリペアとの同時申し込みは出来ません。

1 4 2 : 社会人誕生月割ギターリペアは依頼者の誕生月にのみ割引対象となります。別途異なる月に社会人誕生月割リペアで申込をした場合は修理割引と当該ギターの返却時の郵送料または配送料は無料対象にはなりません。

1 4 3 : 社会人誕生月割ギターリペアにおいては、インレイ修理、インレイ修復、ヘッド割れ、ヘッド折れ、バインディング交換等または全塗装、タッチアップ等あるいはコントロールキャビティ拡大、電池ボックス等の増設等の日数が発生する修理やカスタマイズ等は当工房では修理はいたしません。

1 4 4 : 社会人誕生月割ギターリペアによる修理は、インレイ修理、ヘッド割れ、ヘッド折れ、全塗装、タッチアップ、コントロールキャビティ拡大、電池ボックス等の増設等による修理またはカスタマイズはいたしません。万が一インレイ、ヘッド割れ、ヘッド折れ、全塗装、タッチアップ、コントロールキャビティ拡大、電池ボックス等の増設や修理の申込をする場合は社会人誕生月割ギターリペアを申込をすることは出来ません。この場合は通常リペアでの申込となります。

1 4 5 : 社会人誕生月割ギターリペアとお得リペアの燻煙木材乾燥加工との同時申込においては、インレイ交換、インレイ修復、ヘッド割れ、ヘッド折れ、バインディング交換等または全塗装、タッチアップ等あるいはコントロールキャビティ拡大、電池ボックス等の増設等のカスタマイズや修理が含まれた場合は燻煙木材乾燥加工は行なっていません。当該ギターのカスタマイズや修理等がない場合においては燻煙木材乾燥加工は可能となります。ただし当該ギターを燻煙木材乾燥加工出来るギターの特徴としては当該ギターにヘッドバインディングやボディバインディング等が巻かれてない当該ギターのみ燻煙木材乾燥加工は可能といたします。また当該ギターにヘッドバインディングやボディバインディング等が巻かれている場合は通常リペアでの燻煙木材乾燥加工での申込となります。

1 4 6 : 依頼者から当工房宛に郵送または配送されたギターバッグを開いて万が一当該ギターのヘッド割れ、ヘッド折れ、バインディング等の修理が必要な当該ギターやセルロイド樹脂がむき出しになっている当該ギターは、依頼者の断りもなく翌日以降に当工房はすみやかに着払いで依頼者宛に郵送または配送いたします。この場合による配送時で生じた損害（人身事故、災害事故等）及び社会的な損害（金銭、時間等）に対しては保証対処外となります。

1 4 7 : 当該ギター修理後による消耗品部品（電池、弦等）、磨耗品（フレット・ナット等）、塗装面、経年変化、自己破損等は保証対象外となります。

1 4 8 : 依頼者が雷雨や雨天での屋外または屋内での当該ギターの演奏中に発生した感電死や大怪我等及び電気回路の故障やブリッジ等の錆（ギターに液体をこぼした場合も含む。）等あるいは屋外での演奏中による突風による塗装面の傷や剥がれ等による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの再修理または当該ギターの再製作等は保証対象外となります。

1 4 9 : 当該ギター修理後に依頼者が当該ギターをギタースタンドの立掛けた状態で放置していた場合で発生するゴム製品等と塗装面との化学変化で当該ギターの塗装面が溶けたり、融着した時に塗装面が欠けたり等します。この場合による損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製作等は保証対象外となります。

1 5 0 : 修理時において現行品ハンダ材、配線材、コンデンサーやビンテージハンダ材、ビンテージ配線材、ビンテージコンデンサーを使用して当該ギターに配線やハンダ付け等した場合においても経年変化やちょっとした衝撃等で配線材が外れたりするトラブルがあります。この場合によるライブハウスや自宅演奏中等の電気配線のトラブルによる損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）あるいは当該ギターの修理または当該ギターの再製作等は保証対象外となります。

1 5 1 : 精神疾患、薬物中毒、知能犯で逮捕された経歴のある人または悪質クレマーで警察沙汰のある人からの修理申込は受けられません。万が一悪質クレマーからの業務妨害や侮辱等が発生した場合は当工房はすみやかに最寄りの警察署に被害届を提出いたします。この場合で生じる業務妨害や名誉毀損等による損害賠償の支払いを当工房側から求められた時は発注者はすみやかに当工房指定の銀行口座へ入金することを遵守します。

1 5 2 : 他店のギターリペア工房で修理された当該ギターのヘッド折れまたはヘッド割れまたは当工房に修理されるために持込まれる当該ギターのヘッド折れやヘッド割れ修理後による燻煙木材乾燥加工をすることは出来ません。主な原因としては修理された当該ギターのヘッド折れまたはヘッド割れを燻煙木材乾燥加工をすると木材の収縮による再発の割れや修理された箇所割れ目、すじ目等は熱による亀裂が発生し木材欠け等が再発する可能性があります。そのため当工房では修理されたヘッド折れまたはヘッド割れの当該ギターによる燻煙木材乾燥加工をすることは出来ません。

1 5 3 : 燻煙木材乾燥加工による各種様々な修理や当該ギター修理による各種様々な当該ギター修理には、当該ギターの状態に大きく左右され、修理後においても改善されない場合があります。また当該ギターは製造メーカーにより耐久性、音質、音色等を考慮して製造されています。そのため当該ギターのコントロールキャビティの拡大、電池ボックスの増設や別種へのブリッジ交換、当該ナットから別種へのナット交換等を変更した場合は、当該ギターの耐久性、音質、音色等も変更され悪循環となる可能性もあります。当該ギターを大きく加工した場合による様々なリスクについては保証対象外となります。また当該ギターを新たに加工成型をした場合は、元に戻すことは困難となりますので依頼者が修理依頼をする場合は様々な修理リスクがあることを考慮して修理依頼をして下さい。

1 5 4 : 価値のあるビンテージギターの修理またはヘッドレスギターの修理あるいはアコースティックギターやフォークギター等の修理は当工房では受付けていません。万が一価値のあるビンテージギター、ヘッドレスギター、アコースティックギターやフォークギター等を当工房宛に修理依頼で郵送または配送で持込まれた場合は依頼者の許諾なく着払いで返送いたします。この場合による配送時で生じた損害（人身事故、災害事故等）及び社会的な損害（金銭、時間等）に対しては保証対象外となります。

1 5 5 : 同意書内に記載がされていない修理箇所も多数ありますが、同意書内に記載がされている箇所は主に修理で多い箇所となります。同意書内に記載がされていない修理箇所であっても当該ギターの破損や損傷等による修理リスクは必ず伴いますので、同意書内または同意書以外の修理箇所が発生する損害（破損、故障、人身事故等）や社会的損害（金銭、時間等）は保証対象外となります。また同意書内に記載がない場合によるトラブルは依頼者と当工房双方が電子メールでのやり取りにおいて解決するものいたします。万が一トラブルが解決が出来ない場合は横浜地方裁判所横須賀支部にて解決し、この場合による裁判費用、弁護士費用等は依頼者負担といたします。

1 5 6 : 同意書の内容は依頼者の許諾なく署名後においても各項の内容は変更または追加を可能とするとともに変更された同意書箇所または追加された同意書内容は、依頼者が当該ギターの修理後または当該ギターを放棄した場合においても各条項は適切に遵守するものいたします。

1 5 7 : 同意書の内容は依頼者の許諾なく署名後においても各項の内容は変更または追加を可能といたしますが、同意書の内容を変更した場合や追加された場合は当工房ホームページの社会人誕生月割ギターリペアについての掲載の社会人誕生月割ギターリペア依頼書、同意書、電気同意書についての同意書のリンクページで同意書の変更または追加されます。また同意書の内容が変更または追加された場合でも依頼者宛へ電子メールによる通達はいしません。

1 5 8 : 当工房はギター製造販売会社であり、ギターリペア専門会社ではありません。またギター修理では必ずそれぞれ異なるリスクが伴い、使用されている木材の性質、材質、素材、部品等の影響によって大きく左右され、破損した箇所や損傷等した箇所の状況により修理リスクが異なりますのでギター製造時のような新品状態へは戻すことは出来ません。必ず修理する場合には修理リスクがあり新品状態へは元に戻すことはしないことを念頭に入れて依頼者は修理依頼を申込むことに厳守するものいたします。

自筆で年月日、氏名、住所、押印した同意書は、必ずコピーした内容を依頼者側で 1 通保管して下さい。
依頼者が自筆で記入した同意書は当工房へ郵送または配送して下さい。

年 月 日

依頼者

〒

住所

氏名

